

## 職務発明規程

平成 23 年 7 月 14 日 制定  
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構

### (総則)

第 1 条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下、「組合」という）の就業規則第 3 条及び第 4 条に定める職員の職務上の発明等については、この規程に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規程で「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条に規定する発明
- ロ 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条に規定する考案
- ハ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条に規定する意匠およびその創作
- ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条に規定する回路配置およびその創作
- ホ 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条に規定する植物体の品種およびその育成

2 この規程で「職務発明」とは、特許法第 35 条第 1 項、実用新案法第 11 条第 3 項、意匠法第 15 条第 3 項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 5 条および種苗法第 8 条に規定する発明等をいう。

3 この規程で「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権および育成者権をいう。

4 この規程で「PL」とは、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）共同研究業務「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」（以下「本研究」という）のプロジェクトリーダーで、本研究の運営の責務を課せられた者をいう。

5 この規程で「組合員」とは、組合を構成する企業、団体、研究機関をいう。

6 この規定で「実施計画書」とは、NEDO と組合が締結した共同研究業務契約に基づく実施計画書をいう。

### (発明等の届出)

第 3 条 職員が組合の業務に関連する事項について発明等を行なった場合には、組合の知的財産権取扱規程に定めた発明届出書により所定事項を記入のうえ、遅滞なく所属長經由 PL に届出なければならない。

(産業財産権の譲渡等)

第4条 職員は、前条によって届出た発明等が出願すべきもので、かつ職務発明と認定された場合には、それに基づく日本国および外国における産業財産権を受ける権利を、組合が定める手続きに従って、組合又は組合員に譲渡しなければならない。

2 職員は、前条によって届出た発明等で、組合又は組合員以外に譲渡等の処分に付する場合は、組合と協議するものとする。

(譲渡の対価等)

第5条 職務発明について職員が組合に産業財産権を受ける権利を承継させたときは、組合が日本国内に産業財産権の出願を行なった場合、組合はその発明者たる職員に対して相当の対価を支払うものとし、その額については別途定める。

2 職務発明について職員が組合員に産業財産権を受ける権利を承継させたときは、組合員が定める規則に従うものとする。

(外国出願における出願補償金)

第6条 第4条により日本出願がされたものであって外国出願を行なった場合の出願報償金については、これを支給しないものとする。

(機密保持)

第7条 職員は、第4条により組合に産業財産権を受ける権利を譲渡したものについて、組合の文書による許可なく、その発明等の内容を外部に発表してはならない。

(適用等)

第8条 この規程は、組合の役員にも準用する。

附則

1. この規程は、組合の設立日から施行する。
2. 本規程を改訂する場合は、組合の組織規程第5条に定めるグリーンセンサネットワーク知的財産権委員会において審議し、理事長が決定する。